



## シチズンシップ共育企画 規 約

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、シチズンシップ共育企画と称し、その英文は Planning Office for Citizenship Co-Learning とする。

(事務所)

第2条 この団体は、事務所を兵庫県尼崎市に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この団体は、市民が民主主義の担い手としての権利を自覚するための意識形成、及びその権利を行使できるようになる社会参画の技能を習得し、市民力が高まるエンパワメントを推進することを目的とする。

(非営利活動の種類)

第4条 この団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 公益・非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この団体は、第4条の目的を達成するため、非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 若者の社会参画推進の事業
- (2) 公益・非営利団体のマネジメントに係る支援の事業
- (3) シティズンシップ教育実践及び教育ファシリテーションに係る支援の事業
- (4) その他第4条の目的を達成するために必要な事業及び前各号の事業に附帯する事業

### 第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第6条 この団体に次の役員を置く。

- (1) 運営委員 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- (3) シニアフェロー 若干名
- (4) フェロー 10人以下

2 運営委員の内、1人を代表とする。

(選任等)

第7条 役員は、代表が指名する。

2 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

3 監事は、運営委員又はこの団体の職員を兼ねることができない。

4 役員が、死亡したときは、当然にその地位を失う。

(職務)

第8条 代表は、この団体を代表し、その業務を総理する。

2 運営委員は、運営委員会を構成し、この規約の定めおよび運営委員会の議決に基づき、当会の業務を執行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 運営委員の業務執行の状況を監査すること。

(2) この団体の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この団体の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを他の役員に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、会議を招集すること。

(5) 運営委員の業務執行の状況又はこの団体の財産の状況について、運営委員に意見を述べ、若しくは運営委員会の招集を請求すること。

4 シニアフェロー及びフェローは、運営委員会の業務執行にあたって助言及び補佐をする。

(任期等)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第10条 役員が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第11条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会において委員総数の半数以上の議

決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員報酬等)

第 12 条 役員は、役員としての報酬を受け取らない。ただし、役員が職員を兼任する際に、職員としての給料を受けることはできる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、運営会議の議決を経て、代表が別に定める。

(スタッフ)

第 13 条 この団体に、事務局長その他のスタッフを置く。

- 2 スタッフは、運営委員会の議決に基づき、代表が任免する。

## 第 4 章 運営委員会

(構成)

第 14 条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

(権能)

第 15 条 運営委員会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) 役員の職務及び報酬
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 43 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 解散
- (7) 合併
- (8) その他、運営委員会において重要であると認められた事

(開催)

第 16 条 運営委員会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表が必要と認めたとき。
- (2) 運営委員 1 名以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 13 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 17 条 運営委員会は、代表が招集する。

- 2 代表は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に運営委員会を招集しなければならない。
- 3 運営委員会を招集するときは、会議の日時、場所、審議事項を記載した電子メールをもって、少なくとも 1 日前までに通知しなければならない。ただし、全ての運営委員の同意がある場合、この手続を経ず

して、運営委員会を開催することができる。

4 代表は、この団体の運営において緊急かつ重大な事項について、運営委員会の招集が不可能である場合、暫定措置を講じることができる。ただし、この場合、代表は直近の運営委員会において暫定措置の承認を得なければならない。

5 前項において、運営委員会が代表の暫定措置を不承認した場合、当該暫定措置は当然に無効となる。

(議長)

第18条 運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第19条 運営委員長は、運営委員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第20条 運営委員会における議決事項は、第17条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、運営委員による動議は、出席した運営委員の過半数の同意により、運営委員会における議決事項とすることができる。

2 運営委員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第21条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため運営委員会に出席できない運営委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の運営委員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した運営委員は、前2条及び次条第1項の適用については、運営委員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者氏名(書面表決者及び表決委任者がある場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議決の結果

## 第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第23条 この団体の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 事業に伴う収入

(2) 寄付金品

(3) 財産から生じる収入

(4) 補助金及び助成金

(5) その他の収入

(資産の管理)

第 24 条 この団体の資産は、事務局長が管理し、その方法は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(事業報告及び決算)

第 25 条 この団体の事業報告書、収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 26 条 この団体の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 27 条 借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、運営委員会の議決を経なければならない。

## 第 6 章 規約の変更、解散及び合併

(規約の変更)

第 28 条 この団体が規約を変更しようとするときは、運営委員会に出席した運営委員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経なければならない。

(解散)

第 29 条 この団体は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 運営委員会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能
- (3) 代表の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産

2 前項第 1 号の事由によりこの団体が解散するときは、運営委員会において 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。ただし、前項第 3 項の事由による場合は、自動的に解散するものとする。

(残余財産の帰属)

第 30 条 この団体が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、運営委員会が選定する他の非営利団体もしくは個人に譲渡するものとする。

(合併)

第 31 条 この団体が合併しようとするときは、運営委員会において 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。

## 第 7 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 32 条 この団体は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

(個人情報の保護)

第 33 条 この団体は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、運営委員会の議決により別に定める。

## 第 8 章 補則

(委任)

第 34 条 この規約の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

1 この規約は、2006 年 9 月 1 日から施行する。

2 この団体の規約施行当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表 川中 大輔

運営委員 大本 晋也

運営委員 東末 真紀

運営委員 三浦 一郎

3 この団体の規約施行当初の役員の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2006 年度の運営委員会終了時までとする。ただし、団体成立の日から 2 年を超えない期間とする。

4 この団体の規約施行当初の事業計画は、第 24 条の規定にかかわらず、運営委員会の定めるところによるものとする。

5 この団体の規約施行当初の事業年度は、第 26 条の規定にかかわらず、成立の日から 2007 年 3 月 31 日までとする。

付記

本会は、2003 年 4 月 1 日、発起人・川中大輔によって設立された。

本規約は、2006 年 9 月 1 日、発効した。

本規約は、2007 年 5 月 1 日、改正され、即日発効した。

本規約は、2008 年 3 月 25 日、改正され、即日発効した。

本規約は、2008 年 9 月 3 日、改正され、即日発効した。

本規約は、2009 年 10 月 28 日、改正され、即日発効した。

本規約は、2018 年 5 月 3 日、改正され、即日発効した。